

三加茂中学校部活動における活動方針

1 部活動の目的及び基本的な考え方

- ア 体育的、文化的な課外の活動を希望する生徒によって行い、その部特有の技術及び知識、技能を向上させ、生徒の人間形成をはかる。
- イ 活動は放課後や職員の勤務時間外にもおよぶが、学校教育の一環として学校が管理する。
- ウ 活動内容は技術及び知識、技能のやや高いものを求めるもので、厳しい鍛錬的な要素をもつが、生徒の日常生活を阻害しないものとする。

2 部活動のきまり

ア 目的

日ごろ達成できない技術を習得し、部活動を通じて心身ともに鍛え、さらに友人関係を深め健康で明るい学校生活を送る。

イ 運営

学校長（教頭）のもとに、体育主任並びに顧問教師によって行い、全職員の了承を得るものとする。

3 編成

ア 部活動への参加は自由であるが、保護者の同意を必要とする。特に運動部の場合は健康状態の把握が必要である。

（全学年、学校所定の入部届けを各部の監督に提出する。）

イ 各部の活動費は、体育・文化クラブ振興会費をこれにあてる。ただし、個人が使用するものは、部員の自己負担とする。

ウ 対外試合、コンクールの参加は学校長の承認を得る。

4 活動時間

- ア・4～10月 18時10分 完全下校
- ・11月 18時00分 完全下校
- ・12月、1月 17時30分 完全下校
- ・2月・3月 17時40分 完全下校

イ 大会前の練習時間延長は認めない。

ウ 定期試験前の2日間は、活動を休止する。

エ 顧問教師のもとでの活動を原則とし、生徒のみの活動は認められない。

オ 長期休業中については別に定める。

カ 朝練習は認めない。

キ 完全下校時には校門を出るよう顧問が指導をする。

5 校内生活

- ア 活動は、特別の場合を除き学校の日課を優先する。
- イ 下校時の飲食店への出入りや買い食いは禁止する。
- ウ 活動施設・用具を大切に扱い、いつも整理し管理しておく。
- エ 活動後は必ず清掃し、事故のないように早く下校する。

6 対外試合

- ア 監督は対外練習及び試合願いを必ず校長（教頭）に提出する。
- イ 対外試合への参加は、体操服及び、部で決められた服装を着用し、学校代表として恥ずかしくない行動をとる。
- ウ 会場へ行く際は、集団で行動し、他の人に迷惑をかけないようにする。

7 その他

- ア 活動によるけがの場合は、日本スポーツ振興センターの手続きをする。
（活動中のけが等は必ず、担任、管理職、養護教諭に連絡し、手続きする。）
- イ 以上の規定に違反したり、教育上好ましくないことがある時は学校長が部活動を中止することがある。
- ウ 退部した者については、所属の監督及び担任が最後までかかわり転部についても考慮する。退部後から新しい部への入部期間は生徒の実態に応じて決定する。
退部届の提出は必要ないが、入部届は新たに提出する必要がある。
- エ ノー部活デーについては次の通りとする。

- *原則、毎週水曜日をノー部活デーとする。
- *原則、土日のどちらか1日を休養日とする。月1回は土日の連休をとること。

- ☆ 陸上・駅伝の活動については、別途定める。
 - ☆ 長期休業中は、各部代表者が、職員室前黒板に時間を記入し、日直に練習開始、終了を連絡する。
 - オ 顧問は、土・日・祝日の練習試合は出張願いを提出する。審判活動は次のとおりとする。
 - ・中体連主催の大会（郡市予選、県大会、四国大会等）・・・出張
（郡市予選等旅費が支給される大会は「別途」にチェックを入れる。）
 - ・中学校以外の大会（高校、大学等）・・・・・・・・・・・・・・職専免
 - ・徳島駅伝、JOC等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・出張
- ※その他要相談

8 その他

- ・各部の個人登録は個人が支払う。チーム登録に関しては町会計より支出する。
- ・3年生の部活動終了時期は県総体、及び四国大会、全国大会が終了した後ではあるが、サッカー部のみ高円宮杯終了後とする。